受付番号		届書コード	842351

国民年金 厚生年金保険 老齢 基礎 厚生 年金裁定請求書／支給繰下げ請求書

本来請求	繰下げ
繰下げみなし（5年前）	

（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方、または老齢厚生年金/老齢基礎年金の受給権者が、66歳以降に老齢厚生年金/老齢基礎年金をさかのぼって請求するとき、または繰り下げて受けようとするときの請求書）

令和　年　月　日 提出

*共済組合等の加入期間がある方は、個人番号及び基礎年金番号の両方をご記入ください。
*複数の年金を受け取っているため年金証書の年金コード（4桁）が複数ある場合、左詰めで続けてご記入ください。

①	個人番号（マイナンバー）	
	基礎年金番号	
	年金コード	
②	生年月日	昭和　年　月　日
③	住所	〒　－
④	（フリガナ） 氏名	
⑤	連絡先	－　－

希望する年金の受取方法に○印をつけてください。

⑥老齢厚生年金の受取方法	ア	老齢厚生年金を現時点で繰り下げて受け取ります。
	イ	老齢厚生年金を65歳（受給権発生時点）までさかのぼって受け取ります。 70歳後に請求する場合は、請求の日の5年前の日の翌月分からの受け取りとなります。
⑦老齢基礎年金の受取方法	ア	老齢基礎年金を現時点で繰り下げて受け取ります。
老齢基礎年金を既に受給中の場合は右の欄にチェックしてください。 ✔	イ	老齢基礎年金を65歳（受給権発生時点）までさかのぼって受け取ります。 70歳後に請求する場合は、請求の日の5年前の日の翌月分からの受け取りとなります。
	ウ	老齢基礎年金は今回請求しません。 （後日、あらためて老齢基礎年金の請求を行う予定です。）

⑧ 生計維持申立

配偶者および子の氏名	生年月日	個人番号（マイナンバー）	受給権者との続柄	障害の状態の有無
（フリガナ）	昭・平・令　年　月　日			ある ・ ない
（フリガナ）	平・令　年　月　日			ある ・ ない
（フリガナ）	平・令　年　月　日			ある ・ ない

□上記の者は、受給権を取得した当時から引き続き生計を維持していることを申し立てる。
□上記の配偶者によって、私は生計を維持されていることを申し立てる。
（生計維持申立欄中□は、いずれか該当する方に「✔」を記入してください。）

令和　年　月　日　　受給権者氏名

【記入上の注意】

黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペンまたはボールペンは使用しないでください。

・⑥および⑦は、希望する年金の受取方法に○印をつけてください。

アに○印をつけた場合

原則、請求した日（※）の属する月の翌月分から増額された年金を受け取れます。

※　75歳到達後に繰下げ請求を行った場合は、75歳到達日に繰下げ請求を行ったものとみなされます。

イに○印をつけた場合

65歳時点の年金額をさかのぼって受け取れます。ただし、70歳到達後に請求する場合は、請求した日の５年前の日に繰下げ請求したものとして、５年前の日の属する月の翌月分から増額された年金（※）をさかのぼって受け取れます。

※　障害年金や遺族年金を受給している場合など、増額されない場合があります。

ウに○印をつけた場合

繰下げを希望する時期にあらためて手続きが必要になります。

〈繰下げ請求の注意点〉

障害年金や遺族年金などの他の年金の受給権がある場合は以下の点にご注意ください（障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある場合の老齢厚生年金は除きます。）。

①　66歳の誕生日前に、障害年金や遺族年金などの他の年金の受給権を有した場合繰下げの請求を行うことはできません。

②　66歳の誕生日以降、障害年金や遺族年金などの他の年金の受給権を有したことがある方が、それ以後、支給繰下げの請求をした場合は、他の年金の受給権を有した日において支給繰下げの請求があったものとみなされます。

・⑧欄には加給年金額の対象者である配偶者および子（１８歳到達日以後の最初の３月３１日までの間にある子または国民年金法および厚生年金保険法の障害等級の１級または２級に該当する障害状態にある２０歳未満の子）を生計維持している場合、または加給年金額が加算されていた配偶者に生計を維持されていた場合にご記入ください。

実施機関等
受付年月日

【この請求書に添えなければならない書類】

１．受給権者の生存が確認できる戸籍抄本（①欄に個人番号（マイナンバー）を記入することで省略できます。）

２．加給年金額や振替加算が支給される条件に該当した場合は、以下の①または②の書類が必要になります。（詳しくは、共済組合または年金事務所にお問い合わせください。）

①　老齢厚生年金に加給年金額の加算が行われる受給権者にあっては、次のア～ウの書類

ア．　加給年金額の対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる戸籍抄本等

イ．　加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持していることを証明する以下の書類（個人番号（マイナンバー）を記入したときは、添付を省略できる場合があります。）

㋐　世帯全員の住民票

㋑　加給年金額の対象者である配偶者または子の所得証明書等

ウ．　加給年金額の対象者のうち国民年金法および厚生年金保険法の障害等級の１級または２級に該当する障害状態にある子があるとき（実施機関から診断書が不要である旨の通知を受けている方を除きます。）は、医師または歯科医師の診断書（この診断書用紙は、共済組合にあります。）

②　老齢基礎年金に額の加算（振替加算）が行われる受給権者にあっては、次のアおよびイの書類

ア．　配偶者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる戸籍抄本等

イ．　配偶者によって受給権者が生計を維持していたことを証明する以下の書類（個人番号（マイナンバー）を記入したときは、添付を省略できる場合があります。）

㋐　世帯全員の住民票

㋑　受給権者の所得証明書等

◎　この請求書を提出する際に住所を変更している方は住所変更届を、氏名を変更している方は氏名変更届を、年金の受取口座の変更を希望する方は受取機関変更届を添えてください。

「個人番号（マイナンバー）」について

請求書に記載された請求者本人のマイナンバーについては、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する方が正しい番号の持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が必要です。以下の(1)または(2)をご準備ください。

※配偶者および子の番号確認・身元（実存）確認書類の提出は必要ありません。

(1)マイナンバーカード（個人番号カード）

番号確認と身元（実存）確認できる情報の両方が記載されているため、１種類で確認が可能です。

(2)以下の２種類（㋐と㋑１種類ずつ）をご準備ください。

㋐　マイナンバーが記載されている書類から１種類

住民票（マイナンバー記載のもの）または

通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

㋑　身元（実存）確認のできる書類から１種類

運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、

療育手帳、在留カード等

※身元（実存）確認のできる書類については、上記㋑以外にも提出可能な書類があります。

ご不明な点等は共済組合にお問い合わせください。

【窓口で提出される場合】

上記(1)マイナンバーカードまたは(2)の㋐と㋑１種類ずつの原本をご提示ください。

【郵送で提出される場合】

マイナンバーカードは、両面のコピーまたは(2)の㋐と㋑１種類ずつのコピーをご提出ください。